お詫びと訂正

『七訂 手話通訳技能認定試験傾向と対策 手話通訳士試験合格への道』の本文中, 以下の箇所に誤りがございました。お詫びして, 訂正させていただきます。

該当頁	該当箇所	誤	正
27 頁	問題 14 選択肢 1	両眼の視力の和が	良い方の眼の視力が
77 頁	問題 36 解説 8 行目	2018 (平成 30) 年 4 月から、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられたが	2018 (平成30) 年4月から、 精神障害者も新たに雇用義務の 対象となったが
87 頁	一問一答② 問題 2 ~ 3 行 目	合理的配慮の <u>法的</u> 義務は,全て の <u>事業所</u> に	合理的配慮の <u>提供の</u> 義務は、全 ての <u>事業者</u> に
	一問一答⑳ 解答	解答 × 障害者差別解消法は、2013(平成 25)年に成立、2016(平成 28)年施行された。国の行政機関や地方公共団体等は不当な差別的取扱いも合理的配慮の提供も法的義務であるが、民間事業者の場合は、合理的配慮の提供は努力義務となっている。ただし、2024(令和6)年4月より民間事業所による合理的配慮の提供も法定義務となる。	解答 ○ 障害者差別解消法は、2013(平成 25)年に成立、2016(平成 28)年施行された。国の行政機関や地方公共団体等は不当な差別的取扱いの禁止も合理的配慮の提供も義務であるが、民間事業者の場合は、合理的配慮の提供は努力義務となっていた。しかし、2024(令和6)年4月より民間事業者による合理的配慮の提供も養務となった。
104 頁	問題 46 解説 6 行目	母子保健医療対策等総支援事業	母子保健医療対策等 <u>総合</u> 支援事 業
	問題 46 解説 10 行目	公益 <u>財団</u> 法人日本産婦人科医会 調査が行った	公益 <u>社団</u> 法人日本産婦人科医会 <u>が行った</u>
124 頁	問題 53 解説 3 行目	以上により、正解は4である。	以上により、 <u>正解は2</u> である。
	問題 53 4 行目	正解 4	正解 2
	問題 54 解説下から 3 行目	<u>選択肢 4</u> については	<u>選択肢 3</u> については

125 頁	問題 54 参考 3 行目	(http://www. <u>jbda</u> .or.jp/db/db2/dat77.html)	(http://www. <u>jdba</u> .or.jp/db/db2/dat77.html)
	問題 55 問題 6 行目	D:東京聴覚障害者福祉事業協 会 <u>ろう重複障害者</u> 生活就労 施設	D:東京聴覚障害者福祉事業協 会 <u>ろう重複者</u> 生活就労施設
	問題 55 解説 5 行目	東京聴覚障害者福祉事業協会 <u>ろ</u> う重複障害者生活就労施設	東京聴覚障害者福祉事業協会 <u>ろ</u> う重複者生活就労施設
126 頁	問題 55 解説 2 行目	1 都 1 道 2 府 <u>21 県</u> の 59 施設が 加盟し	1 都 1 道 2 府 <u>22 県</u> の 59 施設が 全国ろう重複障害者施設連絡協 <u>議会に</u> 加盟し
130 頁	問題 59 選択肢 1	手話通訳設置事業	手話通訳者設置事業
131 頁	問題 59 意思疎通支援 事業(必須事 業)の実施状 況	1 手話通訳者派遣 実施市区町村割合 <u>94.3%</u>	1 手話通訳者派遣 実施市区町村割合 <u>93.4%</u>
135 頁	問題 61 問題 3 行目	視覚, 失語	視覚, 盲ろう, 失語
147 頁	問題 66 解説下から 3 行目	アジアで初めて日本での	日本で初めての
163 頁	問題 73 問題 1 行目	あてはまる <u>語</u> の組合せ	あてはまる <u>数</u> の組合せ
	問題 73 問題 2 行目	2022(令和4) <u>年</u> の	2022(令和4) <u>年度</u> の
164 頁	問題 73 解説 19 行目	特別支援教育資料(令和 <u>3</u> 年度) より	特別支援教育資料(令和 <u>4</u> 年度) より
180 頁	問題 82 解説 4 ~ 5 行 目	アジアで初めて	削除
199 頁	問題 88 11 行目	【手話通訳倫理綱領】	【手話通訳士倫理綱領】